

新施設利用料(令和2年4月1日～)

5 栃木市岩舟文化会館

区分		利用時間		午前	午後	夜間
		入場料区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
中ホール	ホール	平日	無料	6,280円	9,420円	12,570円
			1,500円以下	8,380円	12,570円	16,760円
			3,000円以下	10,470円	15,710円	20,950円
			3,001円以上	13,610円	20,950円	27,230円
		土日祝日	無料	12,570円	15,710円	18,850円
			1,500円以下	16,760円	20,950円	25,140円
			3,000円以下	20,950円	26,190円	31,420円
			3,001円以上	27,230円	34,040円	40,850円
	舞台のみ	平日		2,090円	3,140円	4,190円
		土日祝日		3,140円	4,190円	5,230円
多目的ホール	平日	無料	1,040円	1,570円	2,090円	
		500円以下	1,570円	2,610円	3,140円	
		1,000円以下	2,090円	3,140円	4,190円	
		1,001円以上	2,610円	4,190円	5,230円	
	土日祝日	無料	2,090円	2,610円	3,140円	
		500円以下	3,140円	4,190円	4,710円	
		1,000円以下	4,190円	5,230円	6,280円	
		1,001円以上	5,230円	6,800円	7,850円	
ホール附属室	第1・2・3・4楽屋 (1室当たり)		520円	520円	520円	
	シャワー室(1室当たり)		520円	520円	520円	
多目的ホール控室			520円	520円	520円	
ホール用応接室			520円	520円	520円	

備考

- この表において「平日」とは、土日祝日以外の日をいい、「土日祝日」とは、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日をいう。
- ホールの利用料の入場料区分は、1人当たりの最高額をいう(会員券その他これに類する料金を含む。)
- 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料は、この表に定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 準備のため、前日に利用する場合の利用料は、無料の項に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 利用時間を超過した場合は、超過時間1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)につきこの表に定める額に100分の40を乗じて得た額を加算する。
- 入場料を徴収せずに利用者が商業宣伝等を目的として利用する場合の利用料は、中ホールにあつては1,500円以下、多目的ホールにあつては500円以下の項に定める額とする。
- ホール用応接室については、中ホール又は多目的ホールと併用の場合のみ利用することができる。